

車両出入口の設置基準

1. 出入口の構造

車道から直接出入りする場合は、側溝等を車両横断に耐えうる構造とする。なお、大型自動車が行き止まりする部分は、暗渠化構造とし、両端に管理用グレーチング柵の設置を行うものとする。その際グレーチング蓋は、受け枠付きかつヒンジ式又は固定式とする。

車道から歩道を横断する場合の構造は、「別表」及び「別図」を標準とする。

2. 出入口の設置箇所数

出入口の設置箇所数は、1敷地について原則1箇所とする。ただし、歩行者等通行の安全上必要と認められる場合は、2箇所とすることができる。

3. 出入口の設置場所

(1) 出入口の設置場所は、原則として次に掲げる場所以外とし、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とする。

- ① 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5m以内の部分
- ② 横断歩道（停止線）から5m以内の部分
- ③ バス停留所から10m以内の部分
- ④ 消防用施設の設置場所から5m以内の部分
- ⑤ 地下道の出入口から5m以内の部分
- ⑥ その他、道路管理及び交通安全上支障があると認められる部分

※ 上記箇所に設置する場合は、事前に警察署との協議を行うこと。

(2) 出入口は街路樹、大型標識、道路照明灯その他道路の付属物の移設が生じない位置に計画すること。なお、やむを得ない理由により道路の付属物及び占用物の移設を行う場合は、その管理者と十分調整を行うこと。

4. 開口部の幅

出入口幅は次表を標準とするが、歩行者等の安全を考慮し必要最小限となるよう計画するものとする。

自動車の区分			開口部の幅	適用
小型自動車	長さ	4.7m以下	4.0m以下	自己用住宅
	幅	1.7m以下		
	最小回転半径	6.0m以下		
不特定多数の小型車	同上	6.0m以下	店舗 共同住宅 等	
大型自動車	長さ	12.0m以下	8.0m以下	大規模工場 大型駐車場 等
	幅	2.5m以下		
	最小回転半径	12.0m以下		

注：上記に該当しない自動車については、軌跡図に基づき別に開口部の幅を決定することができる。ただし、この場合であっても最大12mまでとする。なお、軌跡は対向車線を含めた全幅（構造的に往復分離されている道路は片側の全幅）を使用するものとして作図すること。

5. その他

不特定多数の車両の通行の用に供する出入口を設置する場合は、歩道内における車両の通行、駐車又は歩道内へのはみ出しを防止するため、敷地内に車止めや柵の設置等必要な措置を講ずることとする。

別表

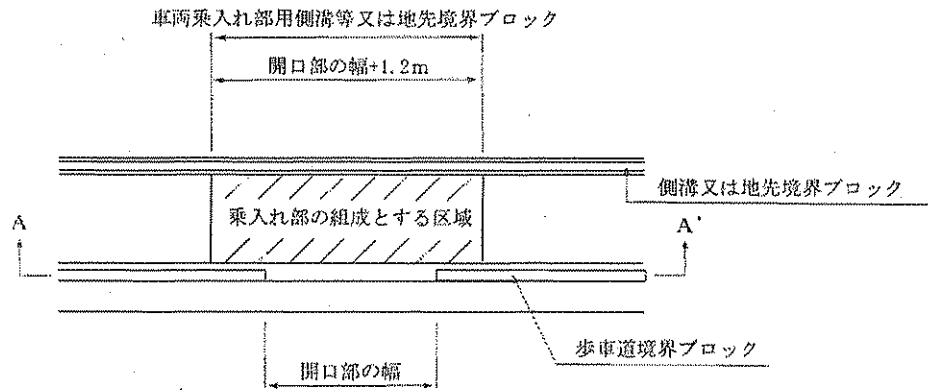
「出入口部標準舗装構成表」

舗装区分		アスファルト 舗装	インターロッキングブロック舗装	
			小型自動車	大型自動車
表層	再生密粒度アスコン	50	—	—
	ブロック	—	80	80
	空練りモルタル	—	30	30
上層路盤	粒調碎石 (M-30)	200	200	300
下層路盤	再生切込碎石 (RC-40)	200	200	300
合計厚		450	510	710

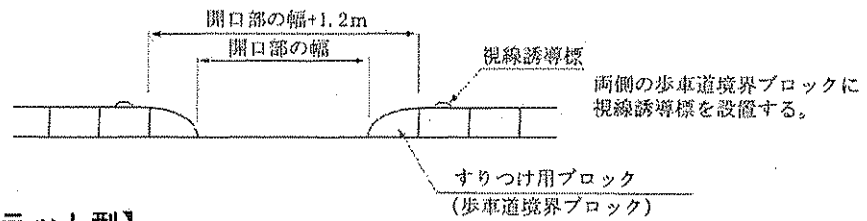
出入口の構造

【フラット型】

平面図

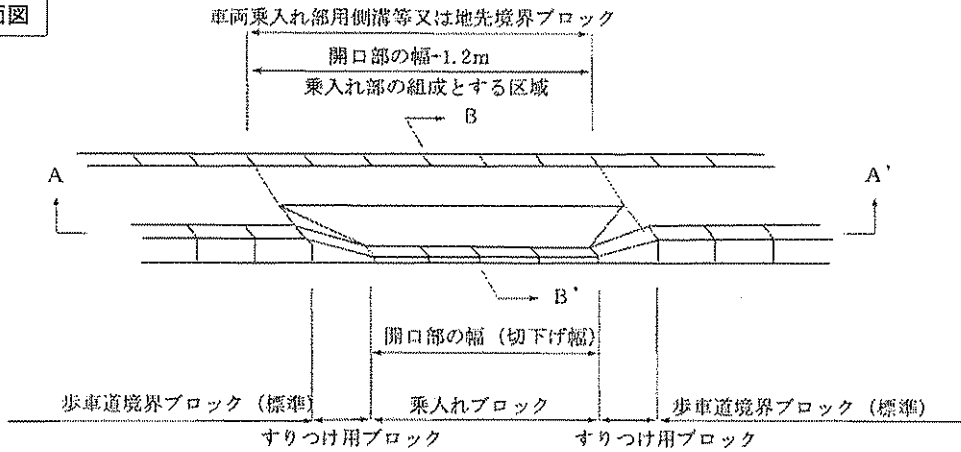


A-A' 断面図

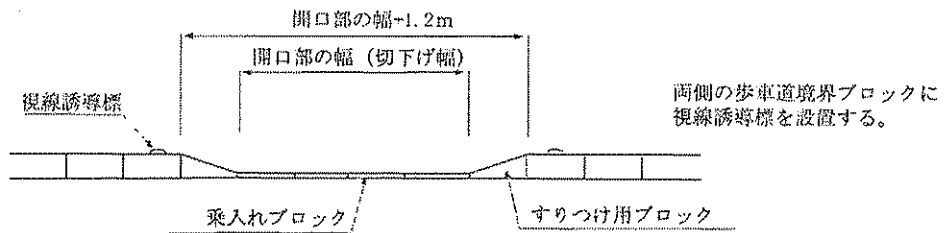


【マウンドアップ型セミフラット型】

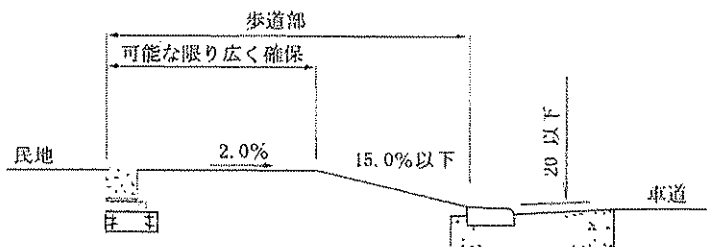
平面図



A-A' 断面図



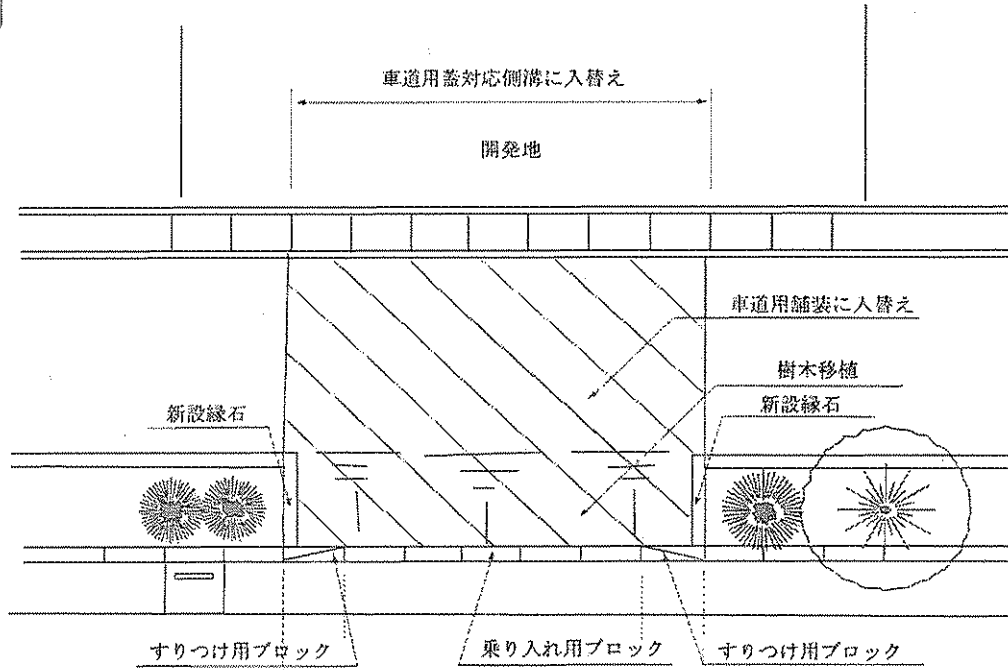
B-B' 断面図



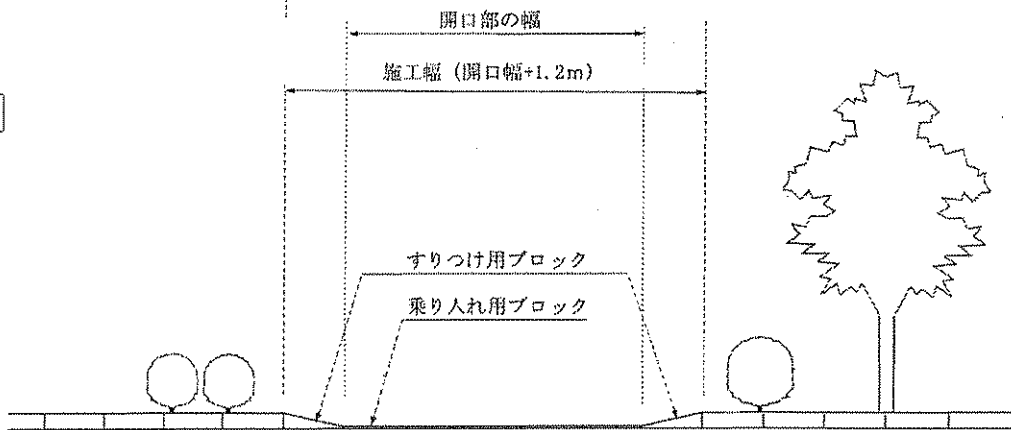
通常の歩道（マウンドアップ型・植樹帯あり）

別図-2

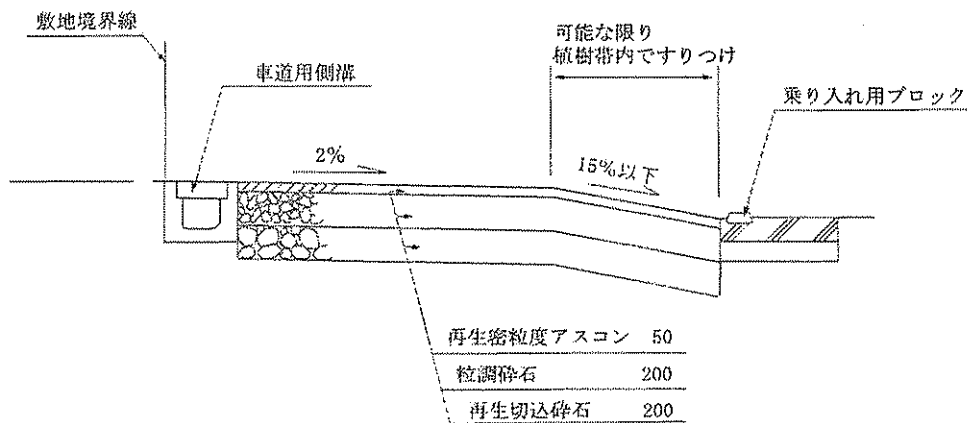
平面図



側面図



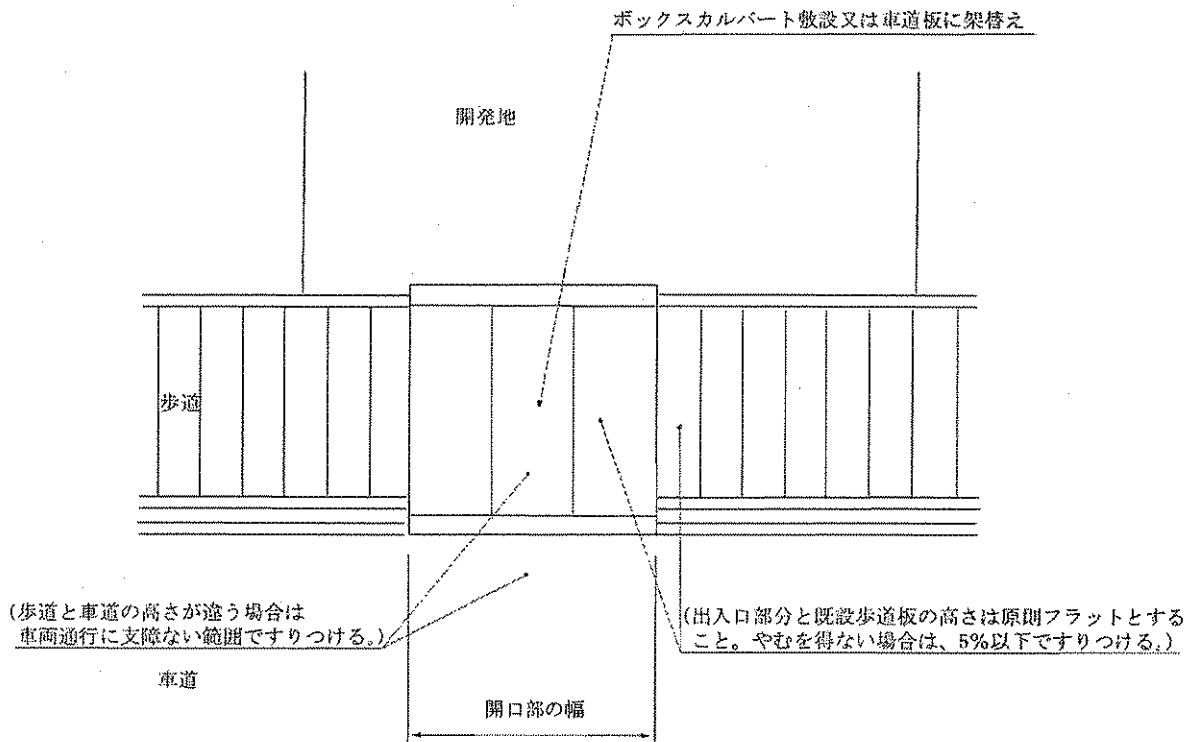
断面図



水路蓋の歩道

別図-3

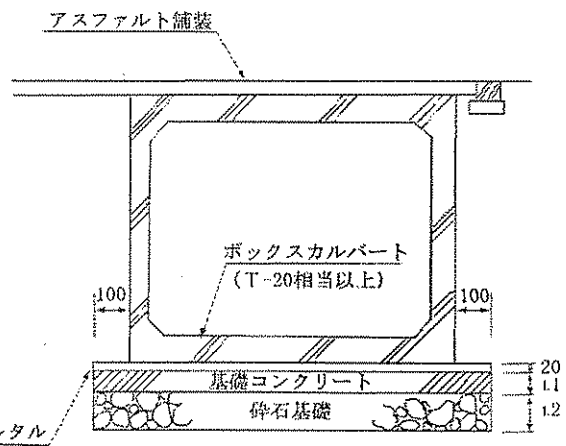
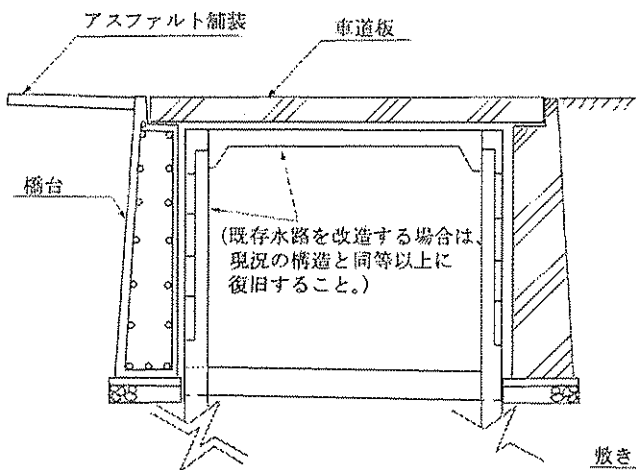
平面図



断面図

【車道板の場合】

【ボックスカルバートの場合】



- ※ 橋台は、通過車両を十分支持できる基礎とすること。
- ※ 車道板の強度は、出入りする車両により決定すること。

《基礎厚》

ボックスカルバート内径寸法	t1	t2
600×600～1000×1000	100	150
1000×1100～2000×2000	150	200
2200×1800～3500×2500	200	250